

平成28年度法制・基本問題小委員会の審議の経過等について

平成 29 年 2 月 24 日
文化審議会著作権分科会
法制・基本問題小委員会

I はじめに

文化審議会著作権分科会法制・基本問題小委員会（以下「小委員会」という。）は、急速なデジタル・ネットワーク社会の進展等に対応するため、著作権法制度の在り方及び著作権関連施策に係る基本的問題に関する様々な課題について、知的財産推進計画 2016（平成 28 年 5 月知的財産戦略本部決定。以下「知財計画」という。）等示された検討課題を踏まえつつ、以下について検討を行ってきた。

- ・ 新たな時代のニーズに的確に対応した権利制限規定等やライセンシング体制の在り方
- ・ 教育の情報化の推進等
- ・ 障害者の情報アクセス機会の充実
- ・ 権利者不明著作物等の利用円滑化
- ・ 著作物等のアーカイブの利活用促進
- ・ リーチサイトへの対応

なお、新たな時代のニーズに的確に対応した権利制限規定等やライセンシング体制の在り方については、平成 27 年度から本小委員会の下に「新たな時代のニーズに的確に対応した制度等の整備に関するワーキングチーム」を設置し、本課題について集中的・専門的に検討を行った。検討に当たってはニーズ募集や関係団体から聴取した意見を踏まえながら議論を行い、平成 29 年 2 月 13 日に「新たな時代のニーズに的確に対応した権利制限規定の在り方等に関する報告書」を取りまとめた。

Ⅱ 中間的な取りまとめが行われた課題について

本小委員会における検討の結果、以下の課題については権利制限規定の見直しを含む法改正の方向性を取りまとめることができたため、中間まとめを行うことになった。各課題の詳細については別紙（資料３－２「法制・基本問題小委員会中間まとめ」、以下「中間まとめ」）のとおりである。

- ・ 新たな時代のニーズに的確に対応した権利制限規定等やライセンシング体制の在り方
- ・ 教育の情報化の推進等
- ・ 障害者の情報アクセス機会の充実
- ・ 著作物等のアーカイブの利活用促進

Ⅲ その他の課題の審議状況について

第１章 リーチサイトへの対応

第１節 検討の経緯

近年、デジタル・ネットワークの進展に伴い、インターネット上において音楽・アニメ・映画・マンガ・ゲームなどのコンテンツが不正に流通し、インターネット上の著作権侵害による被害が深刻さを増してきている。このような状況において、自身のウェブサイトにはコンテンツを掲載せず、他のウェブサイトに掲載された著作権侵害コンテンツへのリンク情報を提供して、利用者を侵害コンテンツへ誘導するためのウェブサイト（いわゆるリーチサイト）など侵害コンテンツへの誘導行為が、侵害コンテンツへのアクセスを容易にし、著作権侵害を助長している¹といわれている。このようなインターネット上の海賊版の流通を助長させる行為は、著作権者が正規版を展開する上での大きな問題となっており、その対応強化策について検討を行うことが求められている。

例えば、次世代知財システム検討委員会報告書（平成２８年４月知財戦略本部検証・評価・企画委員会）では、「リーチサイトを通じた侵害コンテンツへの一定の誘導行為については、法的措置が可能であることを明確にすることを含め、法制面での対応など具体的な検討を進めることが必要である」とされ、「知的計画」においても、「リーチサイトを通じた侵害コンテンツへの誘導行為への対応に関して、権利保護と表現の自由のバランスに留意しつつ、対応すべき行為の範囲等、法制面での対応を含め具体的な検討を進める」とされている。

このような状況を踏まえ、今期の本小委員会では、関係団体へのヒアリングを行い、リ

¹ 例えば、リーチサイトにリンクが掲載された動画の平均視聴数は、リーチサイトに掲載されていないものに比べて数十倍であったとの報告がなされている。（「リーチサイト及びストレージサイトにおける知的財産侵害実態調査」（平成２４年３月 電気通信大学））

ーチサイト等による侵害コンテンツへの誘導行為の行為類型を整理した上で、当該課題への対応について検討を行った。

第2節 関係団体からのヒアリングの結果

小委員会では、権利者側の関係団体からリーチサイト等による侵害コンテンツへの誘導行為の実態及び課題、著作権制度への要望についてヒアリングを行い、また、その結果を踏まえてリーチサイト等による侵害コンテンツへの誘導行為の行為類型の整理を行った。

1. リーチサイト等による侵害コンテンツへの誘導行為の実態及び課題について

関係団体から示された主な内容は以下のとおりであった。

- リーチサイトは、市販されている作品が権利者の許諾なくそのままダウンロードできるサイト（サイバーロッカー）のリンクが掲載されている形態を基本構造としている。
- 汎用検索エンジンでは、サイバーロッカーに蔵置されている違法ファイルを直接見つけることはできない。リーチサイトに違法ファイルのリンクが掲載されることで、初めてユーザは違法ファイルをみつけることができる。リーチサイトにはこのようなユーザが汎用検索エンジンでは見つけることができないファイルのリンクが数多く掲載されている。
- リーチサイトには、発売直後の漫画雑誌やコミックスの違法ファイルのリンクが掲載されている。
- リーチサイトに掲載されているサイバーロッカーのリンク先を削除しても、別のリンクを掲載されてしまうのでユーザと違法ファイルを結ぶ結節点であるリーチサイトを潰さなければ、ユーザが違法ファイルをダウンロードできるという状態が続いてしまう。
- リーチサイトは、違法なアップロードやダウンロードを助長している。リーチサイトの海賊版への窓口機能により、正規版（TV放送や動画配信、DVDなど）の顧客が奪われ、正規ビジネスが妨げられ、その結果として新しい作品、クリエイターが生まれるチャンスが阻害されている。
- 現在は、若年層がPCを持たずにスマートフォンしか持っていないという状況があり、ユーザを違法コンテンツに誘導するアプリが非常に問題になっている。
- リーチアプリの中には音楽が組み込まれていないが、アプリを介して中国の無許諾の音楽配信サイトに接続し、そこから音楽を再生することが可能となっている。
- 大手検索エンジン会社にリーチサイトを検索結果に表示しないように求めても、法的位置付けが不明確であるので対応は難しいと対応を保留されてしまう。

○リーチサイト運営者は、著作権侵害はしていないなどと言って削除要請に応じない。

2. 著作権制度に関する要望について

関係団体から示された主な内容は以下のとおりであった。

- デジタル海賊版の窓口であるリーチサイトについて迅速な対応を求める。
- 違法コンテンツと知りながら拡散するためにリンクを張る行為については、たとえリンクが一つであったとしても違法としてほしい。
- 主観的要件（①著作権・著作隣接権・出版権を侵害する違法コンテンツであることの情を知っていること。②著作権・著作隣接権・出版権を侵害する違法コンテンツの拡散を助長する目的をもっていること。）を満たす違法コンテンツにリンクを貼って公衆を誘導する行為を、著作権「みなし侵害」行為として、差止請求及び刑事罰の対象とすることを要望する。

3. リーチサイト等による侵害コンテンツへの誘導行為の行為類型について

関係団体からのヒアリングを踏まえ、リーチサイト等による侵害コンテンツへの誘導行為の行為類型を整理した結果、サイト型（違法にアップロードされた著作物等へのリンク情報をウェブサイトに掲載して、ユーザを当該著作物等へ誘導する行為類型）とアプリ型（アプリケーションソフトを介して、違法にアップロードされた著作物等へのリンク情報を提供して、ユーザを当該著作物等へ誘導する行為類型）の2つの行為類型があることが確認された。また、アプリ型におけるリンク情報の提供方法としては、情報埋め込み型（アプリ内にリンク情報が埋め込まれているタイプ）と外部情報取得型（アプリ内にはリンク情報がなく、アプリを起動後に外部のサーバーに蔵置されたリンク情報を取得するタイプ）の2つの類型があることが確認された。（詳細は参考資料参照）

第3節 検討の状況

1. 対応の必要性について

小委員会では、関係団体へのヒアリングを通して確認された、リーチサイト等による侵害コンテンツの誘導行為には権利者の利益を不当に害する悪質なものが含まれているとの現状を踏まえて、その対応について検討を行うこととした。

そして、具体的な対応についての検討を行うに当たり、まず、現行制度において、このような悪質な行為に対する権利の保護が十分になされているかについて検討を行った。

(1) 損害賠償請求

損害賠償請求に関しては、整理した行為類型のうち一定の悪質な行為については著作権侵害の幫助として又は単独に損害賠償請求の対象となり得るとの意見が多く出された。

(2) 差止請求

差止請求に関しては、整理した行為類型については、現行の著作権法の解釈として差止めを認めることが困難であるとの意見が多く出された²。

また、リーチサイトのプロバイダに損害賠償請求が認められるのであれば、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（以下「プロバイダ責任制限法」という。）の枠組みにより差止めと類似の効果を得られるのではないかとの意見が示された。このような意見に対しては、どのような場合に幫助になるかという評価は難しく、プロバイダに違法性の判断を委ねることには限界があることから、仮にプロバイダ責任制限法上の対応を求めるとしても、明確に判断できるような類型を括り出すことがあって初めて可能となるのではないかとの意見や、リーチサイトについてプロバイダ責任制限法で認められた例がない状況で、損害賠償請求の危険があるからといってプロバイダが対処することを期待することはできないとの意見、損害賠償と差止めは機能が別であり、差止めには固有の必要性や要件もあるため、損害賠償ができれば差止めは不要ということはないとの意見等が出された。

(3) 刑事罰

現行法における解釈に関しては、整理した行為類型のうち一定の悪質な行為については現行法上も著作権侵害の幫助として刑事罰の対象になり得るとの意見が多く出された。一方で、現行法の解釈に関する意見として、著作権侵害罪の幫助の可能性が十分にあるものの、どういった行為について処罰を下すべきであるかを明確にした方が良いのではないかとの意見や、刑事罰の対象になり得るとの解釈を示すことが個人の行為に対して過大な萎縮効果を生じる可能性があるとして、配慮することが重要であるとの意見も出された。

また、現行法における課題として、典型的には公衆送信や複製の幫助が成り立つものの、立証は容易ではないとの意見も示された。

以上の検討の中で、リーチサイト等による侵害コンテンツの誘導行為のうち悪質なものについては、法制面を含めた対応を行うことが必要であるとの意見が多く出された。現行法における対応状況については、対応すべき行為範囲にも影響し得ることか

² 当該行為者が侵害主体に当たるとして差止めが認められる可能性は否定できないものの、例外的な場合に限られるだろうとの意見も出された。

ら、更に検討を深めていくことが求められる。

2. 間接侵害（幫助）一般に係る議論との関係について

平成24年度法制問題小委員会においては、リーチサイトを差止め請求の対象とすべきか否かの問題は、「間接侵害一般に係る議論に密接に関連することから、間接侵害一般の議論の進捗も踏まえつつ検討することが適当である」とされていた³。そのため、本課題についての議論を間接侵害一般に対する差止請求の議論に先行させることについて検討を行った。

これについては、間接侵害一般の議論の解決を待つのでは遅過ぎるということが大前提であり、急いで差止めを認めなければ著作権者の利益を害することが著しい行為類型を明確に取り出し、対象を取り出す要素を議論していくことが生産的であり、白か黒かの線引きである一般法の解釈の問題については将来の課題と位置づけて、本課題の議論を進めていくのが適切ではないかとの意見や、間接侵害に対する差止請求に関する一般的な立法論は民事上の差止請求の範囲を決めるものにすぎず、リーチサイトに関しては刑事罰が求められていることから、一般論に関する議論とは別に進める必要があるとの意見、幫助についての議論の一部が醸成されることにより、幫助一般の議論が深まることも期待されるとの意見等が示された。

このように、小委員会においては、リーチサイト等による侵害コンテンツへの誘導行為のうち、緊急に対応する必要性の高い行為類型を取り出して検討を行い、それ以外の間接侵害一般に対する差止請求に関する議論については、将来の課題として引き続き解釈に委ねるとの方向で概ね意見の一致がみられた。

3. 対応すべき行為範囲について

小委員会では、リーチサイト等による侵害コンテンツへの誘導行為のうち、対応すべき悪質な行為とはどのような行為か、どのような要素により悪質性を捉えるべきかについて検討を行った。

³ 『「間接侵害」等に係る課題について（検討経過）」（平成24年度著作権分科会法制問題小委員会（第7回）資料2）では、「法制問題小委員会においては、リーチサイトを差止請求の対象とするべきとの意見が強く示されたものの、リーチサイトとしてどのようなサイト（又はそのサイトにおけるリンク）を差止請求の対象とすべきか、リーチサイトの指す対象の実態を整理した上で検討することが必要であることに加え、間接侵害に係る議論とも密接に関係することから、当該議論の進捗も踏まえつつ検討することが適当である。なお、検討に当たっては、インターネットの利用が過度に阻害されないように留意する必要がある」とされている。

（１） 悪質性の捉え方全体に関する意見

悪質性の捉え方全体に関する意見として、リンクの提供行為自体が表現行為という側面を有することからレベルの高い悪質性が求められるとの意見や、悪質な行為として対象範囲を取り出すに当たっては、差止めと刑事罰を同じに考える必要はないとの意見等が出された。

（２） 行為の客観的要素に関する意見

行為の客観的要素の捉え方に関する意見として、当該行為類型が違法とされる根拠が侵害コンテンツを公衆送信する結果に対して因果的に寄与していることにあることから、行為の客観的要素を捉えるに当たっては、結果発生に対する危険性の程度をみる必要性があるとの意見が出された。

具体的な客観的要素に関する意見としては、侵害コンテンツへのリンク情報をサイトに掲載又はアプリを介して提供する行為を悪質であると捉えるべきとの意見（①）や、侵害コンテンツへのリンクを多数掲載したサイトを運営する行為を悪質であると捉えるべきとの意見（②）、両方の行為を悪質であると捉えるべきとの意見（③）が出された。

①の立場からは、基本的に議論すべきはリンクそのものの問題であり、サイトの運営は従たる論点であり、それを含むかどうかも論点となるとの意見が出された。また、この立場からは、差止請求による対応を前提に、サイト全体を差止めの対象とすると過剰差止めや言論の萎縮の問題が生じることから、リンク行為を前提に考えるべきであり、リンクを多数掲載したとの事実は、主観的要素を判断する事情として考慮すべきとの意見が出された。

②の立場からは、個々のリンクに問題が集中することによって、結果的に個人の発言の自由に対する萎縮効果は大きく、個々のリンクを張る行為が問題だとしても、単体で捉えることについては慎重になるべきとの意見が出された。

③の立場からは、リンクを張る行為とサイトを運営する行為とでは要件が異なるかもしれないが、侵害行為を助長する程度はサイトの運営の方が高いこともあり得るとの意見が出された。

行為の客観的要素については、対応すべき行為類型を判断していく中で各要素をどのように捉えるか等の観点から、更に検討を深めていくことが求められる。

（３） 行為の主観的要素に関する意見

具体的な主観的要素としては、「情を知って」、「営利目的」、「違法コンテンツの拡散を助長する目的」といった要素が挙げられ、それらのうち「情を知って」と「違法コンテンツの拡散を助長する目的」についてはいずれも必要であるとの意見が出された。さらに、「営利目的」により悪質性を捉えるか、という問題についても今後検討を行うことが求められる。

また、主観的要素については、その立証が困難であることから、立証を軽減するために手続的要素を織り込む方法（例えば、違法であるとして削除要請の通告を受けたにもかかわらず、削除に応じないという一連の行為態様を、「違法コンテンツの拡散を助長する目的」があると評価するなど）を採るべきではないかとの意見が出されており、その適否についても検討を行うことが求められる。

なお、行為の主観的要素を捉えるに当たっての留意点として、リンク提供行為には表現の自由で守られる可能性がある行為が含まれている場合もあるところ、例えば引用目的といった正当な目的が認められるものが規制の対象にならないように注意する必要があるとの意見等が出されている。

（４） リンク先の侵害コンテンツに関する意見

リンク先の侵害コンテンツに関しては、有償著作物等のデッドコピーは著作権者に与える不利益が非常に大きいため、抑止する必要性は非常に高いが、そうでないものに対しては、そこまで抑止する必要性は高くないと言えるのではないかと意見が出された一方で、デッドコピーに限定すると回避する方法等を対処され意味がなくなることから、デッドコピーに限定するのではなく、著作権法概念の複製で良いのではないかと意見が出されており、この点についても更に検討を深めることが求められる。

4. 対応策について

小委員会では、対応の必要性等の検討とともに、どのような対応を行うべきかについて検討を行った。

対応策に関する意見としては、現行法での対応が可能であるとしても、より要件を明確化するためにも基本的にはみなし侵害を中心とした立法をすべきとの意見や、差止請求ができる範囲はどの範囲か、あるいは主犯を検挙しなくてもそれ自体犯罪として摘発できるようにすべき範囲はどの範囲かという議論をすればよいとの意見が出された。

また、対応策の検討における留意点として、目的との関係で実際に科される差止めや刑事罰が不相当なものにならないよう注意する必要があるとの意見や、名誉毀損やプライバシーの分野でも同じようにリンクだけで差止めが認められるのかどうかとのバランスも考えるべきであるとの意見等が出された。

本課題については、小委員会の重要課題として、表現の自由への過度な萎縮効果を生じさせないよう配慮しつつ、法制面での対応を含め具体的な検討を迅速に行うことが求められる。

第2章 権利者不明著作物等の利用円滑化

第1節 問題の所在

他人の著作物等を利用する場合、原則としてその著作物等の権利者に許諾を得る必要があるが、権利者が誰かそもそも分からない場合や、権利者が特定できたとしてもその連絡先が分からないという場合には、権利者と連絡を取ることができず許諾を得ることができないため、著作物等を適法に利用できないという課題がある。このような場合であっても、適法に著作物等を利用できる道を開き、著作物等の流通を促進するための制度として、著作権者不明等の場合の裁定制度（法第67条）がある。

近年、デジタル・ネットワーク化の更なる進展により著作物等の創作、流通、利用に係るコストが大きく低下した結果、大量の著作物等が創作され、流通し、利用可能な状態におかれることとなった。加えて、著作物の創作主体についても多様化が進み、創作に係る投資の回収といった経済的動機をもたずに創作される著作物が増加し、集中管理などの円滑にライセンスを受けるための手続が提供されない著作物等が大量に発生することとなった。著作物等を巡るこうした社会状況の変化を背景として、物理的・技術的には利用可能な著作物等が大量にあるにもかかわらず権利処理コストの問題で利用が適切に進まないとの問題が顕在化しており、権利者不明著作物等の利用に係る問題も深刻さを増している。

この点に関し、文化庁においては著作権者不明等の場合の裁定制度について随時見直しを進めてきたが、裁定制度の改善の他にも、著作権者不明等著作物をはじめ集中管理のなされていない著作物等の利用円滑化方策の選択肢の一つとして、権利情報の集約化に係る措置や拡大集中許諾制度の導入について検討することが求められている。なお、権利情報の集約化については、著作権者不明著作物等を減少させる効果も期待されるところである。

第2節 検討の状況

1. 著作権者不明等の場合の裁定制度の見直しについて

著作物等の活用にあたっては、権利者と連絡が取れない等の理由により、多くの著作物等が権利者からの許諾を得られない状況にある。我が国では、法第67条に規定される著作権者不明等の場合の裁定制度を利用することにより、これらの著作物等の活用の途を開くことができる。そのため、裁定制度の見直しを行い、様々な権利者不明著作物等の利用円滑化に資することが期待される。

（1）過去に裁定を受けた著作物等の利用

第一に、ヒアリングにおいては、国立国会図書館が裁定制度を用いてデジタル化し

た資料の二次利用を促進するために、著作物・著作者単位で裁定結果を公表・共有し、裁定結果の第三者による活用を可能とすることが要望された。

本小委員会では、権利者不明著作物等の利用について定めたEU孤児著作物指令(Directive 2012/28/EU)⁴と我が国の裁定制度の比較を行いつつ、寄せられた要望について検討を行った。我が国の裁定制度においては、一度裁定を受けた著作物等であっても裁定を受けた利用方法以外の方法で別途利用する場合には、改めて権利者検索を行った上で裁定を受ける必要があった。一方、EU孤児著作物指令では、欧州共同商標意匠庁(OHIM)⁵のデータベースを検索して利用する著作物等が孤児著作物として登録されていれば、利用期間の情報や利用方法を登録することで、再度権利者検索を行うことなく利用が可能とされていた。

そこで、我が国についても、一度権利者不明著作物等として裁定を受け権利者不明状態が継続しているものについては、裁定に当たって権利者検索のために講ずるべき措置の緩和を認めることが適当であるとされた。要件の緩和に併せて、権利者不明状態が継続していることを確認するため、これまでに裁定を受けた著作物等の情報を検索可能な形でインターネット上に公開することが望ましく、また、裁定後に権利者が現れた場合には、権利者不明状態を脱していることが表示されるような措置を講ずることが求められるとの指摘があった。

本小委員会における検討を踏まえ、文化庁は、平成28年2月、過去になされた裁定に係る著作物等を利用しようとする場合について、権利者検索のために必要な「相当な努力」の要件を緩和する告示(平成21年文化庁告示第26号)の改正を行った⁶。具体的には、過去になされた裁定に係る著作物等について裁定を受けようとする場合に、文化庁のウェブサイトに掲載されたこれらの著作物等に関するデータベースの閲覧を行うことで、広く権利者情報を掲載していると認められる刊行物その他の資料の閲覧及び広く権利者情報を保有していると認められる者に対する照会の二つの措置を講ずることが可能となった。過去に講じた措置を改めて講じることにより権利者情報が新たに得られることは稀であり、むしろ、過去に裁定を受けた著作物等に係る情報を集約し、これを参照する方が合理的であるためである。また、告示改正と併せて、文化庁により、過去に裁定を受けた著作物等の題号、著作者の氏名、過去になされた裁定に係る情報、著作権者に関して判明している情報等を集約したデータベースが新たに構築され、文化庁ウェブサイトに掲載されている⁷。

(2) 公的機関による補償金の支払

第二に、我が国の裁定制度とEU孤児著作物指令との比較を踏まえ、権利者のための

⁴ http://ec.europa.eu/internal_market/copyright/orphan_works/index_en.htm

⁵ 現在は欧州連合知的財産庁(EUIPO)

⁶ http://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/chosakukensha_fumei_saiteiseidokaizen.html

⁷ http://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/seidokaisetsu/chosakukensha_fumei/saitei_data_base.html

補償金の支払時期が両制度において異なる点が指摘された。裁定制度は、事前に補償金を供託することを求めているが、E U孤児著作物指令においては加盟国に裁量があり、権利者が現れた場合に補償金を支払うことが可能となっている。

我が国においても、権利者が現れたときに補償金の支払を確実に行うことができる公的機関については、事前の供託ではなく、権利者が現れた場合の支払を認める制度を検討することが適当である。同様に、申請中利用に当たって供託をすることが求められる担保金も、公的機関については免除し、権利者が現れた場合に、利用に係る補償金を直接権利者に支払えば足りることとすることが望ましい。また、対象となる機関は、国、地方公共団体やこれに準ずる機関であって補償金の支払が滞ることのないものを柔軟に指定できる制度設計とすべきであると考えられる。これにより、一定の公的機関については、供託手続等を省略することができ裁定制度の利用コストが低減することが期待できるとともに、権利者への補償金の支払が担保される点において権利者の利益に配慮した制度改正となる。

委員会においては、裁定制度は民間の商業利用も可能な制度であることから、公的機関のみ優位に立つことにより民間との公平性を欠くのではないかと、との指摘もあったが、見直しは、裁定手続に係る負担を部分的に軽減するものであって、補償金の支払そのものを免除するものではないことから、これにより民間事業を圧迫することは想定し難いと言えよう。

(3) 裁定制度の利用円滑化のための実証

第三に、平成28年10月より、民間主体を活用した裁定手続の迅速化及び利用者の手続負担の軽減に資する方策を検討するため、文化庁からの委託により、権利者団体(9団体)⁸で構成されるオーファンワークス実証事業実行委員会が、利用者のために権利者搜索や文化庁への裁定申請を行う実証事業を行っている⁹。今後は、実証事業の結果を検証し、裁定制度の利用促進に向けた検討を行っていくこととしている。

以上のとおり裁定制度の改善に向けた措置を順次講じるとともに、制度の見直しによる効果と利用者のニーズを踏まえて、今後も、同制度を活用した権利者不明著作物等の利用円滑化のための方策を検討することが重要である。

⁸ 公益社団法人日本文藝家協会、一般社団法人日本写真著作権協会、一般社団法人日本音楽著作権協会、一般社団法人日本美術家連盟、一般社団法人日本美術著作権連合、協同組合日本脚本家連盟、協同組合日本シナリオ作家協会、公益社団法人日本漫画家協会、公益社団法人日本複製権センター。アドバイザーとして、日本行政書士会連合会、日本弁護士連合会、弁護士が加わる。

⁹ <http://jrcc.or.jp/orphanworks/>

2. 著作物等の権利情報の集約化

現状、著作権等管理事業者や権利者団体において管理されている著作物等については、権利情報がある程度まとまっているが、著作物等の分野により情報の集約度にばらつきがある。そのため、著作物等の利用の円滑化を図るに当たっては、著作物等について権利処理を行う場合の前提として必要となる権利情報を集約したデータベースや権利処理のプラットフォームとなるポータルサイト等の構築を検討することが必要であるとされた。

これを踏まえ、文化庁では、平成27年度に「著作物等の利用円滑化に資する権利情報の管理及び活用に関する調査研究」を実施し、著作物の適法利用を促進するため、著作権等管理団体の保有していない権利情報を集約するとともに、既存の著作権等管理団体の保有する権利情報を統合したデータベースを構築し、権利情報をまとめて検索できる総合検索システムを構築することの重要性が示された¹⁰。このため、文化庁では、平成29年度予算案に「コンテンツの権利情報集約化等に向けた実証事業」(51百万円)を新規に計上し、音楽分野から権利情報プラットフォームの構築支援に着手する予定としている。将来的には、実証事業の成果を踏まえつつ、権利処理機能の付加や他の分野への展開について検討することとしている。

3. 拡大集中許諾制度

著作物等の流通を推進するための権利処理の円滑化に向けて、北欧諸国や英国において導入されている拡大集中許諾制度について検討を行うことが重要である。同制度は、権利者不明著作物も含め大量の著作物等の権利処理を行う上で、利用者にとって、窓口の一元化や権利者搜索費用、取引費用の低減といった観点から、利便性の高い制度となり得るものである。一方で、集中管理団体が、委託を受けていない著作物等の利用について許諾することができる根拠について疑問を呈する意見や、裁定制度の見直しによる効果を見極めた上で検討が必要であるという意見、権利の集中管理の進展状況を踏まえつつ検討することが必要であるとの意見が本小委員会では示された。他方、本制度を導入することにより集中管理が進展するのではないかとこの意見もあったところであり、著作物等の流通推進を図る観点から、今後も検討を進めることが適当であるとされた。

これを踏まえ、文化庁では、平成27年度に「拡大集中許諾制度に係る諸外国基礎調査」¹¹を実施し、同制度を導入している国及び導入を検討している国の状況を詳細に調査した。また、平成28年度は「拡大集中許諾制度に関する調査研究」が実施されており、同制度の我が国への導入可能性やその場合の課題等について検討が行われているところであり、

¹⁰http://www.bunka.go.jp/tokei_hakusho_shuppan/tokeichosa/chosakuken/pdf/h28_riyoenkatsu_kanrikatsuyo_hokokusho.pdf

¹¹

http://www.bunka.go.jp/tokei_hakusho_shuppan/tokeichosa/chosakuken/pdf/h28_kakudai_kyodaku_hokokusho.pdf

今後、我が国の著作権制度に係る課題を検討する際には、同制度の可能性を含めて議論していくことが必要である。

IV おわりに

今期の本小委員会では、以下の課題について検討を行ってきた。

- ・ 新たな時代のニーズに的確に対応した権利制限規定等やライセンシング体制の在り方
- ・ 教育の情報化の推進等
- ・ 障害者の情報アクセス機会の充実
- ・ 権利者不明著作物等の利用円滑化
- ・ 著作物等のアーカイブの利活用促進
- ・ リーチサイトへの対応

本報告書は、これらの課題のうちリーチサイトへの対応と権利者不明著作物等の利用円滑化についての審議の進捗状況を整理したものである。

リーチサイトへの対応については、関係団体へのヒアリングを通してリーチサイト等による侵害コンテンツの誘導行為には権利者の利益が不当に害する悪質なものが含まれているとの現状が確認された。このような現状を踏まえて、本小委員会では、表現の自由への過度な萎縮効果を生じさせないよう配慮しつつ、法制面での対応を含め具体的な検討を迅速に行うことが必要である。

また、権利者不明著作物等の利用円滑化について¹²は、権利者不明等の場合の裁定制度の見直しのほか、権利情報の集約化、拡大集中許諾制度について、検討を行った。

裁定制度については、権利者が現れたときに補償金の支払を確実に行うことができる公的機関について、事前の供託ではなく、権利者が現れた場合の支払を認める制度を導入することが適当であるとされた。また、平成28年10月より、文化庁の委託事業として民間主体が利用者のために権利者搜索や文化庁への裁定申請を行う実証事業を行っており、今後実証事業の結果を検証し、裁定制度の利用促進に向けた検討を行っていくことが示された。

権利情報の集約化については、文化庁の平成29年度予算案に権利情報集約化に向けた実証事業を行うための予算が盛り込まれ、音楽分野から権利情報プラットフォームの構築支援に着手する予定であることが示された。

北欧諸国や英国において導入されている拡大集中許諾制度については、平成27年度に諸外国の調査、平成28年度に我が国への導入の可能性やその場合の課題等について調査研究を行っており、今後は、著作権制度の課題の検討の際には、同制度の可能性を含め

¹² 権利者不明著作物等の利用円滑化については、著作物等のアーカイブ化の促進の観点からも整理をしており、本小委員会において別にまとめた「中間まとめ」の第4章「著作物等のアーカイブの利活用促進」において、本報告に示したものと同様の内容について記述している。

て議論していくことが必要であるとされた。

なお、以下の課題については権利制限規定の見直しを含む法改正の方向性を取りまとめることができたため、本報告書とは別に中間まとめを取りまとめることになった。

- ・ 新たな時代のニーズに的確に対応した権利制限規定等やライセンシング体制の在り方
- ・ 教育の情報化の推進等
- ・ 障害者の情報アクセス機会の充実
- ・ 著作物等のアーカイブの利活用促進

「中間まとめ」において今後も議論が必要とされたものについては、早期の取りまとめに向けて本小委員会で順次審議していく必要がある。

V 開催状況

第1回 平成28年6月6日

- ① 法制・基本問題小委員会主査の選任等について
- ② 今期の法制・基本問題小委員会における審議事項について
- ③ ワーキングチームの設置について
- ④ 拡大集中許諾制度に係る諸外国基礎調査報告について
- ⑤ 教育の情報化の推進について

第2回 平成28年7月4日

- ① 教育の情報化の推進について

第3回 平成28年8月25日

- ① 教育の情報化の推進について
- ② リーチサイトへの対応について

第4回 平成28年12月27日

- ① 教育の情報化の推進について
- ② リーチサイトへの対応について

第5回 平成29年2月10日

- ① リーチサイトへの対応について

第6回 平成29年2月24日

- ① 新たな時代のニーズに的確に対応した権利制限規定の在り方等について
- ② 法制・基本問題小委員会中間まとめ（案）について
- ③ 平成28年度法制・基本問題小委員会の審議の経過等について

VI 委員名簿

主査代理	蘆 立 順 美	東北大学大学院法学研究科教授
	井奈波 朋 子	弁護士
	井 上 由里子	一橋大学大学院国際企業戦略研究科教授
	今 村 哲 也	明治大学情報コミュニケーション学部准教授
	上 野 達 弘	早稲田大学法学学術院教授
	大久保 直 樹	学習院大学法学部教授
	大 淵 哲 也	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	奥 邨 弘 司	慶應義塾大学大学院法務研究科教授
	河 島 伸 子	同志社大学経済学部教授
	河 村 真紀子	主婦連合会事務局長
	岸 博 幸	慶應義塾大学大学院メディアデザイン研究科教授
	窪 田 充 見	神戸大学大学院法学研究科教授
	末 吉 互	弁護士
	龍 村 全	弁護士
主査	茶 園 成 樹	大阪大学大学院高等司法研究科教授
	道垣内 正 人	早稲田大学大学院法務研究科教授， 弁護士
	土 肥 一 史	一橋大学名誉教授
	中 村 伊知哉	慶應義塾大学大学院メディアデザイン研究科教授
	長谷川 浩 二	東京地方裁判所判事（知的財産権担当）
	前 田 健	神戸大学大学院法学研究科准教授
	前 田 哲 男	弁護士
	前 田 陽 一	立教大学大学院法務研究科教授
	松 田 政 行	弁護士
	森 田 宏 樹	東京大学大学院法学政治学研究科教授

（以上24名）

ヒアリング・意見発表※団体一覧

<リーチサイトへの対応>

第3回 平成28年8月25日

- ・関係団体からのヒアリングを実施
(非公開での開催につき団体名は非公表)

<教育の情報化の推進>

第4回 平成28年12月27日

- ・初等中等教育関係団体（全国都道府県教育委員会連合会，全国市町村教育委員会連合会，全国連合小学校長会，全日本中学校長会，全国高等学校長協会，日本私立小学校連合会，日本私立中学高等学校連合会，全国国立大学附属学校連盟）
- ・一般社団法人 国立大学協会
- ・一般社団法人 公立大学協会
- ・日本私立大学団体連合会
- ・全国専修学校各種学校総連合会

<障害者の情報アクセス機会の充実>

第6回 平成29年2月24日

- ・社会福祉法人 日本盲人会連合

※書面による意見発表を行った団体を含む。

リーチサイト等による侵害コンテンツへの 誘導行為の行為類型

リーチサイト等による侵害コンテンツへの誘導行為として、以下の2つの行為類型が確認された。

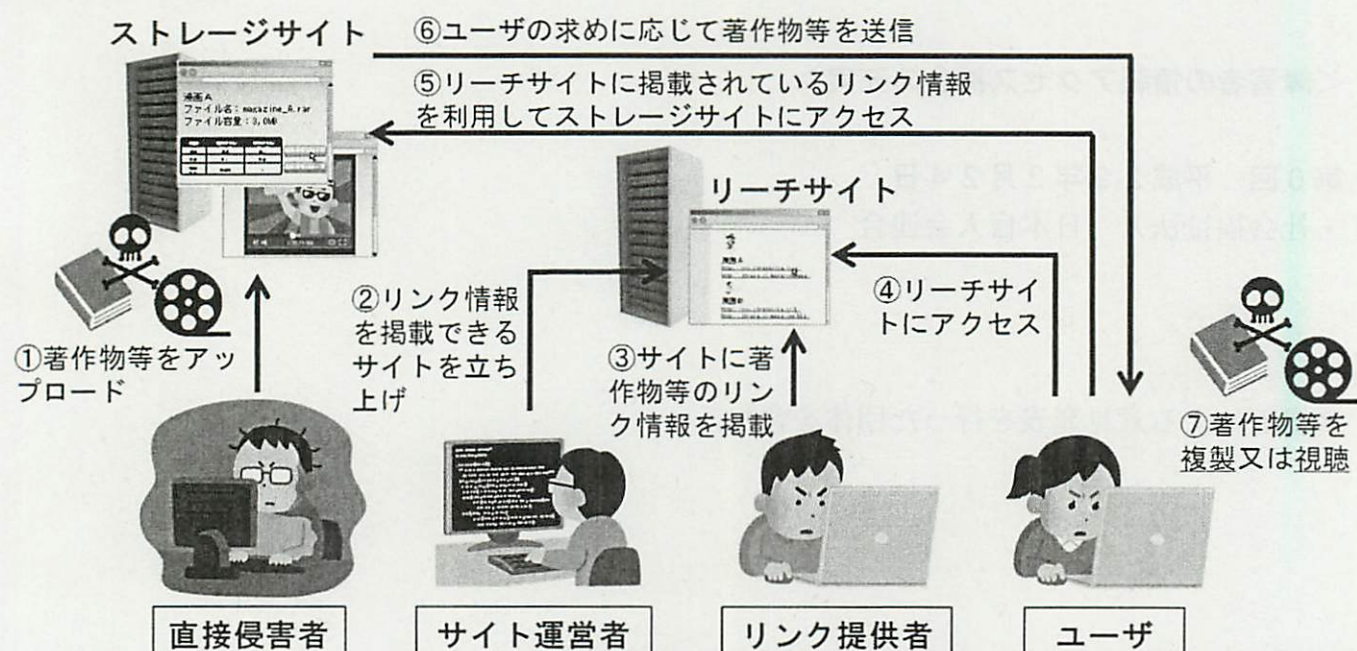
「サイト」型 (いわゆる「リーチサイト」の類型)

「アプリ」型 (いわゆる「リーチアプリ」の類型)

平成28年12月27日(火)
文化審議会著作権分科会法制・基本問題小委員会(第4回)

「サイト」型 (いわゆる「リーチサイト」の類型)

違法にアップロードされた著作物等へのリンク情報をウェブサイトに掲載して、ユーザを当該著作物等へ誘導する行為類型



※「サイト運営者」と「リンク提供者」が同一人物の場合(運営者投稿型)もある

ストレージサイトの形態

- ・ユーザに対して、著作物等をダウンロード形式により提供している場合とストリーミング形式により提供している場合がある
- ・ユーザに対して、有料の高速ダウンロードサービスを提供する形態が確認されている

リーチサイトの形態

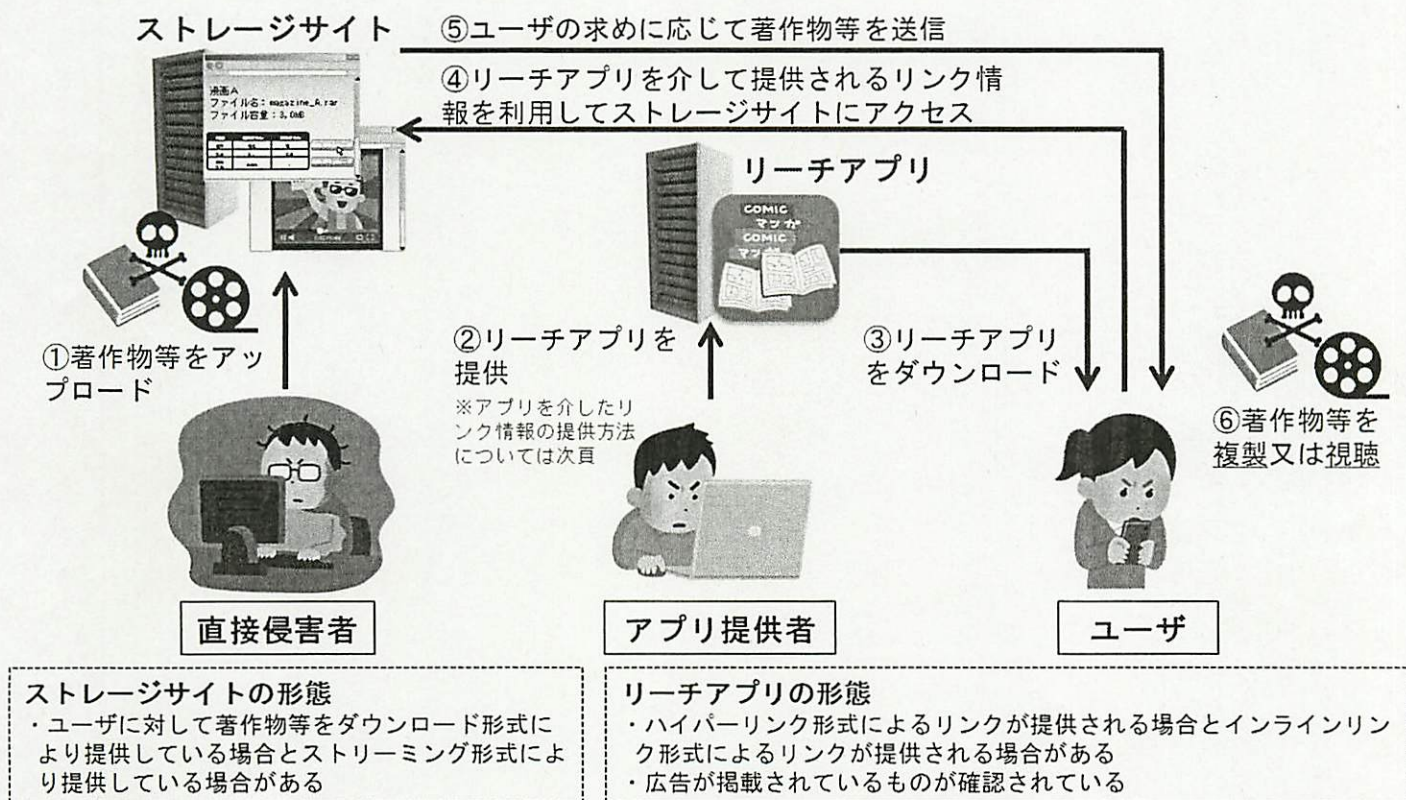
- ・ハイパーリンク形式(※1)のリンクが掲載されている場合とインラインリンク形式(※2)のリンクが掲載されている場合がある
- ・リンクが複数掲載されている場合と単数掲載されている場合がある
- ・広告が掲載されている場合とされていない場合がある

(※1) ユーザがリンクをクリックすることにより、リンク先サイトに接続し、リンク先サイトの画面上でコンテンツが表示されるもの。

(※2) ユーザの操作を介することなく、リンク先サイトの画面又はこれを構成するコンテンツファイルが自動的に表示されるように設定されているもの。

「アプリ」型（いわゆる「リーチアプリ」の類型）

アプリケーションソフトを介して、違法にアップロードされた著作物等へのリンク情報を提供して、ユーザを当該著作物等へ誘導する行為類型

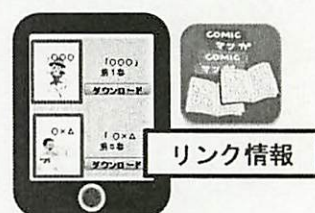


（「アプリ」型における）アプリを介したリンク情報の提供方法

情報埋め込み型

アプリ内にリンク情報が埋め込まれているタイプ

（リンクを更新させるためにはアプリを更新させる必要がある）

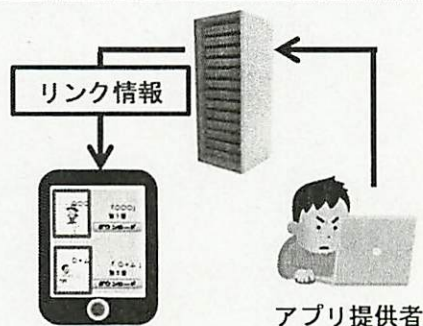


外部情報取得型

アプリ内にはリンク情報がなく、アプリを起動後に外部のサーバーに蔵置されたリンク情報を取得するタイプ

①アプリ提供者が外部サーバーに蔵置したリンク情報を取得するタイプ

- ①-1 ユーザがアプリを起動すると自動的に、アプリ提供者が蔵置したリンク情報のリストを取得するタイプ
- ①-2 ユーザに、アプリ画面を介してアプリ提供者が用意した検索エンジンを使用させ、検索結果としてリンクを取得するタイプ



②アプリ提供者以外が外部サーバーに蔵置したリンク情報を取得するタイプ

- ②-1 ユーザに、アプリ画面を介して、アプリに組み込まれた条件で外部の汎用検索エンジンを使用させ、検索結果としてリンクを取得するタイプ
- ②-2 ユーザに、アプリ画面を介して、外部の特定サイト内の検索エンジンを使用させ、検索結果として当該特定サイト内のリンクを取得するタイプ

